

豊橋市自転車活用推進計画策定委託業務仕様書

本業務は、この仕様書によるものとする。

1. 目的

本市では、平成 26 年 3 月に「豊橋市自転車活用推進計画」を策定し、本市の都市交通体系における自転車の位置付けを、近距離の移動における最も重要な交通手段として明確にするとともに、自転車を市民一人一人が安全で快適に利用し、身近でカッコいい乗り物として日常生活の様々な場面で活用するまち“自転車がいきいきと走るまち「とよはし」”を目指して、自転車の活用を推進するための様々な取り組みを進めてきたところである。

一方で国は、平成 29 年度に自転車活用推進法を施行、平成 30 年度には同法に基づく我が国の自転車の活用の推進に関する基本計画として、自転車活用推進計画を策定した。この中で、市町村は、国の自転車活用推進計画（都道府県の自転車活用推進計画が定められているときは、国及び都道府県の自転車活用推進計画）を勘案して、区域の実情に応じた自転車活用推進計画を定めるよう努めなければならないとされている。

本業務は、本市の現行の自転車活用推進計画の計画期間の完了を踏まえ、国や県の自転車活用推進計画を勘案した次期自転車活用推進計画を策定することを目的とする。

2. 委託業務の概要

- (1) 委託業務名：豊橋市自転車活用推進計画策定委託業務
- (2) 委託業務場所：豊橋市全域
- (3) 業務期間：契約日から平成 33 年 3 月 22 日まで

3. 委託業務の内容

下記 3.1 から 3.2 までを平成 31 年度、3.3 から 3.6 までを平成 32 年度、3.7 から 3.9 までを平成 31・32 年度共通の業務として業務を進めること。

3.1 計画の目的・区域・期間、計画の位置付けの設定・整理

(1) 計画の目的、計画区域、計画期間の設定

- ・計画の目的は、国の自転車活用推進計画の目標、基本的な考え方を踏まえ、豊橋市の抱える課題、地域特性・地域資源を活かした自転車活用の方向性として検討する。
- ・計画区域は、豊橋市内全域とする。
- ・計画期間は、10 年（中間見直し 5 年）とする。

(2) 計画の位置付けの整理

- ・国、県の自転車活用推進計画を勘案した計画を策定するために、国、県の計画の内容を整理する。
- ・また、自転車活用推進計画の施策を検討するために、「豊橋市自転車活用推進計画」（以下、現行計画という）をはじめとする交通や観光、地域づくり、環境、健康、福祉、防災等に関する最新の上位計画・関連計画を整理する。

3.2 現状及び課題、計画の目標の検討

(1) 現状分析及び課題整理

ア 自転車に関する現状分析

① 既存資料等の収集・整理・分析

・豊橋市における交通基盤（道路網、公共交通網、既存の自転車通行空間、交通特性（歩行者、自転車、自動車、公共交通の利用状況、事故発生状況等）、道路空間状況、地勢（地形の起伏、人口分布・年齢階層等）、施設立地状況（官公庁、学校、病院、商業施設等の生活拠点施設、観光スポット、宿泊施設等）、交通安全教育について必要なデータ収集や調査を行い、自転車を取り巻く現況を整理する。

・豊橋市におけるインバウンドを含めた観光動向や、自転車と健康に関する研究データ、サイクルツーリズムに関する国内外の最新動向を整理する。

② 市民アンケート調査

・豊橋市内の自転車利用実態および市内の自転車利用環境に対する意識・ニーズを把握するために、市民アンケート調査を実施する。

・住民基本台帳より無作為に抽出した1,500世帯を対象とし、質問内容は自転車の保有状況、利用頻度、移動経路、危険箇所、自転車利用に関する知識、現行計画の評価に関する事項等とする。

・なお、アンケートの宛名ラベルの作成、アンケート票の印刷、発送、回収については発注者が行い、アンケート票の作成、取りまとめは本業務に含まれる。

イ 自転車に関する課題整理

・目標値により現行計画の評価を行い、豊橋市における自転車活用推進に関する課題を整理する。

(2) 計画目標の設定

ア 自転車活用に関する事例調査

・国内外の自転車活用に関する最新情報を収集するとともに、他都市の自転車活用推進計画、施策等の資料収集及び整理を行う。

イ 計画目標の設定

・自転車活用の視点も踏まえ、基本方針の見直し検討を行い、計画目標を設定する。目標設定にあたっては、国の自転車活用推進計画の計画目標を参考とする。

・現行計画の評価結果を踏まえ、現行計画に基づき実施されている施策の見直しについても検討する。

3.3 実施すべき施策、実施スケジュールの検討

(1) 実施すべき施策の検討

ア 新たな施策検討

・現状や課題、利用実態やニーズを踏まえたうえで、設定した計画目標の達成に向けて、必要な施策を検討する。

・なお、施策の検討にあたっては、国の自転車活用推進計画に定められた施策、及び地方版自転車活用推進計画策定の手引き（案）に記載された検討すべき施策を勘案する。

イ 自転車ネットワーク整備促進に関する検討

・自転車ネットワーク整備を促進するため、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（平成28年7月）の改訂内容、前年度に実施した自転車に関する現状分析、

現行自転車ネットワーク路線の整備状況等を踏まえ、路線・整備形態の見直し、合意形成の方策などを総合的に検討する。

・現行の自転車ネットワーク計画の優先整備路線のうち、未整備となっている路線については、必要性や代替路線等の検討を行う。また、優先整備路線以外の道路における自転車通行空間のあり方についても検討する。

・国等の計画を勘案し、路線等の追加検討を行う。

(2) 実施スケジュールの検討

・具体的な施策について実施主体、実施時期を検討し、効率的な実施プログラムとして整理する。

3.4 計画の推進体制、計画のフォローアップ方法の検討

(1) 計画の進捗状況を把握するための推進体制について検討する。

(2) 国の自転車活用推進計画に定められた目標を勘案し、効果測定指標の設定やその評価手法について検討する。

3.5 計画のとりまとめ

(1) 検討結果を踏まえ、豊橋市自転車活用推進計画として取りまとめる。

(2) パブリックコメントで寄せられた意見への対応方針に基づき、計画を修正する。

3.6 パブリックコメントの支援

本業務で作成した「豊橋市自転車活用推進計画」に対して、パブリックコメントを実施するため、寄せられた意見の整理、対応方針の検討を行う。

3.7 検討会議の運営支援

(1) 計画策定にあたっては、「豊橋市自転車活用推進委員会」（以下委員会）「豊橋市自転車活用推進庁内会議」（以下庁内会議）に諮り進めるものとする。

(2) 業務では、前記「委員会・庁内会議」に必要となる会議資料を作成するとともに、委員会開催時には、出席・運営補助、議事録作成・取りまとめを行うものとする。なお、会議は委員会、庁内会議を各7回程度開催するものとする。会議の運営（委員への謝礼等支払い含む）は業務に含まないものとするが、学識者の技術指導を受ける際の費用は経費に含むものとする。

3.8 報告書の作成

成果をまとめて各年度毎に「豊橋市自転車活用推進計画策定委託業務報告書」を作成する。

また、平成31年度については「豊橋市自転車活用推進計画骨子」、平成32年度については「豊橋市自転車活用推進計画（概要パンフレット含む）」の原稿を作成すること。

3.9 打合せ等

打合せは、各年度3回程度行うものとするが、業務などの内容及び進捗具合により、必要に応じて追加実施する。原則として、着手時と検査時には、管理技術者が立会うこととする。

4. その他

業務の取組方針、業務実施上特に重視すべき事項、その他実施上の提案・配慮事項等については、原則として公募型プロポーザル方式の技術提案書に記載した内容に基づき実施する

こと。

5. 業務実施体制

本業務における業務推進体制は、原則として公募型プロポーザル方式の技術提案書に記載したものとする。

6. 成果品

平成 31 年度、平成 32 年度各年度において以下の部数を成果品として提出すること。

- (1) 報告書：2部
- (2) 概要報告書：2部
- (3) 豊橋市自転車活用推進計画骨子（平成 31 年度：20 部）
- (4) 豊橋市自転車活用推進計画（平成 32 年度：20 部）
- (5) 概要パンフレット原稿：2部（平成 32 年度）
- (6) 電子データ：上記（1）～（5）の原稿（WORD、EXCEL 形式等）、地理情報データ（shp 形式）等

7. 提出図書

- (1) 業務に着手するときは、直ちに着手届により通知すること。
- (2) 業務の管理及び統轄をおこなう管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を管理技術者届により提出すること。
- (3) 業務に着手するときには、直ちに業務計画書を提出すること。
- (4) 適時、打合せ・協議記録簿を提出すること。
- (5) 業務が完了したときは、直ちに完了届により通知すること。
- (6) その他、本市の指示により必要な図書を提出すること。

8. 適用基準等

- (1) この仕様書に定められていない事項については、下記に準拠する（但し、本業務に関係しない事項は適用しない）。
 - ①豊橋市契約規則
 - ②関係法令、規程など
- (2) 業務遂行にあたっては特に定めのない事項、疑義を生じた事項については本市の指示を受けること。